

議案第 6 3 号

亀山市公共下水道条例の一部改正について

亀山市公共下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例

亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者（以下「他の市町村長等」という。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事は、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 [略]</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>2及び3 [略]</p>

<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第25条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第3に定める基本使用料金と従量使用料金との合計額とする。</p> <p>2及び3 [略]</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第25条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第3に定める基本使用料金と従量使用料金との合計額 <u>(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)</u> とする。</p> <p>2及び3 [略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第25条関係)

基本使用料金		従量使用料金	
汚水の量	料金	汚水の量	料金 (1立方メートルにつき)
5立方メートルまで	1, 100円	5立方メートルを超え10立方メートルまで	22円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	165円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	187円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	214円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	247円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	286円
		500立方メートルを超えるもの	324円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している場合の令和8年4月分の下水道使用料については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。